

1 目的

本要領は、郡山市財務諸表作成基準（以下「基準」という。）に規定するリース資産・リース債務についての取扱いに関し必要な事項を定める。

2 用語の定義

- (1) 「リース取引」とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいう。
- (2) 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。
- (3) 「リース取引開始日」とは、借手が、リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう。

3 ファイナンス・リースの要件

ファイナンス・リース取引とは、以下の(1)から(3)までのいずれにも該当し、かつ(4)から(6)までのいずれかに該当する取引のことをいう。

- (1) 予算科目が使用料又は賃借料で計上されていること。
- (2) 賃貸借期間が1年を超え、リース期間中の解約が不可能であること。
- (3) リース期間中のリース料総額が 300 万円を超えるものであること。
- (4) リース期間満了後に所有権移転が行われるものであること。
- (5) リース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件の見積現金購入価額（現金で購入すると仮定した場合の見積額）の概ね 90 パーセント以上であること。
- (6) リース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75 パーセント以上であること。

4 所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースの要件

2に規定するファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース取引とは、以下の1から3までのいずれかに該当する取引のことをいい、あてはまらないものを所有権移転外ファイナンス・リースという。

- (1) 契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引
- (2) 契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引
- (3) リース物件が、借手の用途等にあわせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

5 リース資産の計上額

リース資産の計上額は、原則として、ファイナンス・リース取引のリース契約締結時に合意されたリース料総額（ただし、利息相当額を除く。）とする。

6 減価償却

- (1) リース資産の減価償却は、初回のリース料支払月の属する年度から開始する。
- (2) リース資産の減価償却費は、原則として、次のとおり算定する。

種類	所有権移転 ファイナンス・リース	所有権移転外 ファイナンス・リース
取得価格	リース料の総額 (利息相当額を除く)	同左
耐用年数	経済的使用可能予測期間	リース期間
減価償却方法	定額法	同左
残存価額	1円	0円

7 リース債務の処理

リース債務は、リース料の総額を計上し、リース料の支払いに応じて減額する。

なお、利息相当額は、原則として返済されていないリース債務の残高に一定率を乗じて計算した結果を支払利息相当額とする方法により配分した額を、支払利息として処理する。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約に係るものは、貸借対照表に計上されたリース債務の金額を注記する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。